

令和 2 年 第 3 回

# 大崎町議会臨時会会議録

令和 2 年 11 月 27 日

大 崎 町 議 会

令和2年第3回大崎町議会臨時会

会 期

令和2年11月27日（金） 1日間

月 日	曜日	本会議	委員会	摘 要
11月27日	金	第1日		会期の決定 議案等上程審議

## 令和2年第3回大崎町議会臨時会会議録目次

### 第1号（11月27日）（金）

1. 開 会	4
2. 開 議	4
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	4
4. 日程第2 会期の決定	4
5. 日程第3 議案第40号 大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	4
東町長提案理由説明	4
上橋総務課長	4
6. 日程第4 議案第41号 大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	6
東町長提案理由説明	6
上橋総務課長	6
7. 閉 会	8

第 1 号

1 1 月 2 7 日 (金)

# 令和2年第3回大崎町議会臨時会会議録（第1号）

令和2年11月27日

午前10時00分開会

於 会 議 議 場

## 1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（5番，6番）

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第40号 大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第41号 大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 平 田 慎 一

7番 吉 原 信 雄

2番 富 重 幸 博

8番 中 山 美 幸

3番 児 玉 孝 徳

9番 上 原 正 一

4番 稲 留 光 晴

10番 小 野 光 夫

5番 神 崎 文 男

11番 諸 木 悦 朗

6番 中 倉 広 文

12番 宮 本 昭 一

## 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

## 4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖 弘

副 町 長 千 歳 史 郎

総 務 課 長 上 橋 孝 幸

## 5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長 本 高 秀 俊

次長兼調査係長 宮 本 修 一

次長兼議事係長 垣 内 吉 郎

庶務係主幹 西 ゆかり

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（宮本昭一君） これより、令和2年第3回大崎町議会臨時会を開会し、直ちに会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（宮本昭一君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、神崎文男君、6番、中倉広文君を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

- 議長（宮本昭一君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期臨時会の会期は、お手元に配付してある日程案のとおり、本日1日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第3 議案第40号 大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長（宮本昭一君） 日程第3、議案第40号「大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、一般職の職員の期末手当の支給率の改定を行うため、大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

- 総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

本案は、人事院が国家公務員の給与に関し、国会及び内閣に対し行った勧告について、国における給与法改正を受けて、本町においてもこの勧告に基づき、大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。改正の内容は期末手

当の支給率を0.05月分引き下げるものでございますが、本年度は6月期の期末手当は既に支給済みであるため、その調整分も含めて特例的に12月期の期末手当を引き下げ、令和3年度以降は6月期と12月期の期末手当をそれぞれ0.025月分引き下げるものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表で御説明いたしますので、1ページをお願いいたします。一般職の職員の給与について定めております、大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。右側が現行、左側が改正案で、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

まず、第1条関係でございます。第16条第2項は期末手当の額についての規定でございますが、期末手当を支払う職員の区分ごとの支給率の改正で0.05月分引き下げるものでございます。再任用職員以外の職員につきましては、6月に支給する場合、12月に支給する場合ともに100分の130であったものを12月に支給する場合には「100分の130」を「100分の125」に、管理職につきましては「100分の110」を「100分の105」に改めるものでございます。

次の第3項は、再任用職員の期末手当の支給率に関しての読替規定でございますが、第2項で一般職の職員の期末手当の支給率を引き下げたことに伴い改めるものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。第2条関係でございますが、第1条関係で御説明いたしました令和2年度の期末手当の支給率を令和3年度からの支給率に改定するものでございます。第16条第2項中の再任用職員以外の職員につきましては「100分の125」を「100分の127.5」に、管理職につきましては「100分の105」を「100分の107.5」に、令和3年度以降において6月期及び12月期の期末手当の支給率が均等になるように改めるものでございます。

なお、第3項は第2項の改定に基づき改めるものでございます。

次に、議案書を御覧ください。附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条関係の規定の改定につきましては令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異

議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第40号「大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号「大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第4 議案第41号 大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（宮本昭一君） 日程第4、議案第41号「大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、人事院勧告に伴う特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に基づき、町長、副町長、教育長及び町議会議員の期末手当の支給率の改定を行うため、大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

本案は、一般職の給与改定に準じ、人事院が特別職の国家公務員の給与改定を国会及び内閣に対して行った勧告について、国における給与法改正を受けて、本町においても勧告どおり町長等の特別職に係る期末手当の支給率を引き下げるものでご

ございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、1ページをお願いいたします。

第1条関係につきましては、大崎町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは町長、副町長、教育長の給与等に関するもので、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。第2条第5項は、期末手当の支給率についての規定でございますが、特別職の期末手当の支給率の改定を行うもので、0.05月分引き下げるものでございます。12月に支給する場合の支給率を新旧対照表の現行欄にございます「100分の170」を改正案の欄にございます「100分の165」に改めるものでございます。なお、この規定は公布の日から施行するものでございます。

次に、第2条関係でございます。同じく町長、副町長、教育長の給与等に関するもので、令和3年度以降の期末手当の支給率の改定でございます。6月期及び12月期の期末手当の支給率が均等になるように、改正案の欄にございますとおり「100分の167.5」に改めるものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。第3条関係でございますが、大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。第5条第2項は期末手当の支給率についての規定でございますが、これも町長等と同じく、期末手当の支給率を12月に支給する場合においては「100分の170」を改正案の欄にございます「100分の165」に改めるものでございます。この規定につきましても公布の日から施行するものでございます。

次に、第4条関係でございます。同じく大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関するもので、令和3年度以降の期末手当の支給率の改定でございます。6月期及び12月期の期末手当の支給率をそれぞれ100分の167.5に平準化するために改定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第41号「大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号「大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了し、本臨時会の全日程を終了いたしましたので、令和2年第3回大崎町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

-----○-----

閉会 午前10時12分